86	削除
［87　略］	
88	削除
89	削除
［90～130　略］	

［2・3　略］

86	(1)　福島県会津若松市栄町２―４　(285,40) (2)　福島県喜多方市塩川町会知字大町甲49―１　(208,50)	北緯37度29分47秒東経139度55分47秒の地点と北緯37度35分32秒東経139度51分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［87　同左］		
88	(1)　福島県須賀川市本町33　(308,40) (2)　福島県石川郡玉川村大字竜崎字大日向21―２　(312,40)	北緯37度17分11秒東経140度22分28秒の地点と北緯37度16分59秒東経140度22分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度16分57秒東経140度22分34秒の地点と北緯37度16分35秒東経140度22分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度15分17秒東経140度23分15秒の地点と北緯37度15分10秒東経140度23分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度14分55秒東経140度23分24秒の地点と北緯37度14分37秒東経140度23分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
89	(1)　福島県いわき市三和町合戸字内畑280　(714,20) (2)　福島県いわき市三和町差塩字道添99―３　(586,70)	北緯37度06分30秒東経140度47分34秒の地点と北緯37度11分25秒東経140度42分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［90～130　同左］		

［2・3　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十三　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	削除	

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　秋田県由利本荘市二番堰98―１　(39,30)	北緯39度19分35秒東経140度05分31秒の地点と北緯39度19分28秒東経140度05分36秒の地点を結ぶ